

(趣旨)

第1

この規約は、米粉倶楽部の会員の活動にあたり遵守すべき事項を定めるものです。

(米粉倶楽部参加の申請及び登録)

第2

米粉倶楽部への参加を希望する企業・団体(以下「申請者」という)は、「農林水産省Webサイト([https://www.maff.go.jp/j/seisan/keikaku/komeko/komeko\\_club/index.html](https://www.maff.go.jp/j/seisan/keikaku/komeko/komeko_club/index.html))」により米粉倶楽部事務局(以下「事務局」という)あてに参加希望を申請することとします。日本産米粉の消費拡大を図るという趣旨に賛同するすべての企業・団体(政治団体・宗教法人および反社会的勢力を除く。また公的機関・地方公共団体・個人事業主を含む)が対象です。

(活動内容)

第3

会員は、米粉倶楽部の会員であることを表明することができます。米粉倶楽部の会員は、日本産米粉の消費拡大を図るという米粉倶楽部の趣旨に沿い、以下1~9の項目のうち1つ以上の活動を実施していただきます。

- 1.日本産米粉の生産を推進する
- 2.日本産米粉を使用した加工品の開発・生産を推進する
- 3.日本産米粉、およびそれを使用した加工品の販売を促進する
- 4.日本産米粉、およびそれを使用した製品の消費拡大に関わるその他の活動を行う
- 5.日本産米粉の消費拡大に関わる、啓発活動や社会貢献活動を推進する
- 6.企業・団体組織の中で日本産米粉の消費を推進する(社員食堂での日本産米粉を用いたメニューの推進など)
- 7.企業・団体の構成員とその家族、関係団体などへ日本産米粉の消費拡大に関わる啓発活動などを推進する
- 8.広報や広告その他の活動における米粉倶楽部ロゴマークの提示により、米粉倶楽部への支援の意思を表明する
- 9.その他日本産米粉の消費拡大を図るという米粉倶楽部の趣旨に沿った活動を行う

(米粉倶楽部登録期間)

第4

米粉倶楽部の登録期間は、事務局からの期間終了の連絡がない限り本事業および、今後米粉倶楽部を推進する事業が存続している期間とします。事務局から期間終了の連絡がない限り、4月からの毎年度ごとに登録を自動的に更新します。

(米粉倶楽部参加の中止)

第5

会員は事務局に対し米粉倶楽部退会届出書を提出することにより、いつでも米粉倶楽部への参加をとりやめることができます。

(米粉倶楽部ロゴマークの利用など)

第6

会員は、「米粉倶楽部ロゴマークを利用することができます。

- (1)米粉倶楽部ロゴマークの利用にあたっては、米粉倶楽部ロゴマークデザインマニュアルを遵守していただきます。
- (2)米粉倶楽部ロゴマークは無償で利用することができます。

(活動のアンケート調査へのご協力について)

第7

米粉倶楽部は事務局から要望があった場合には、適宜日本産米粉の消費拡大に関わる活動内容に関するアンケート調査にご協力いただきます。アンケート結果は、会員が全体としてどのように活動されているかを把握し今後の活動推進の資料とさせていただきます。また、個別企業・団体が特定される形で公表することはありません。

(登録の取り消し及び是正の為の処置について)

第8

会員が米粉倶楽部の趣旨に反するような行為、または法令及び公序良俗に反する行為を行ったと事務局が認めた場合、あるいは米粉倶楽部会員規約、米粉倶楽部ロゴマークデザインマニュアルに違反したと事務局が認めた場合など、事務局が必要と認めた場合は、次の措置を順次講ずることとします。

(1)是正のための改善要求

(2)警告

(3)米粉倶楽部参加登録の取消しや米粉倶楽部ロゴマーク利用許諾の取消し

(4)企業・団体名公表

(5)訴訟

(附則)

この規約は、令和3年4月1日から施行します。本規約は、事務局により事前の通知なく改訂される場合があります。改訂内容については農林水産省ホームページなどで通知いたしますのでご確認ください。

(申請書類等送付先)

農林水産省農産局穀物課新用途米穀推進班

住所: 〒100-8950

東京都千代田区霞が関1-2-1

TEL: 03-3502-7950

Mail: komeko\_club@maff.go.jp

(受付時間: 平日9:30~17:30※土日祝、年末年始休業を除く)